

提案理由（議案第62号～議案第68号）

提案の理由を申し上げます。

議案第62号から第68号までの令和5年度各会計決算については、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、監査委員の審査を受け、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき提案し、認定を求めるものです。

各会計の令和5年度の歳入歳出決算について申し上げます。

議案第62号の一般会計は、歳入402億3,233万6千円、歳出371億999万6千円です。

歳入については、地方交付税、国庫支出金、財産収入等が減額となりましたが、市税、寄付金、繰入金等が増額となり、歳入全体では前年度比12.4%の増となりました。

歳出については、土木費、教育費で減額となりましたが、総務費、民生費等で増となり、歳出全体では、16.9%の増となりました。

特別会計については、議案第63号の国民健康保険特別会計が、歳入51億5,878万2千円、歳出51億1,854万2千円、議案第64号の後期高齢者医療特別会計が、歳入9億50万円、歳出8億9,662万3千円、議案第65号の介護保険特別会計が、歳入41億2,924万2千円、歳出39億5,500万9千円です。

企業会計の議案第66号の水道事業会計は、収益的収入及び支出で、収入17億5,139万4千円、支出13億8,283万3千円、資本的収入及び支出で、収入2,343万5千円、支出10億1,491万2千円です。議案第67号の公共下水道事業会計は、収益的収入及び支出で、収入23億3,498万6千円、支出20億4,113万4千円、資本的収入及び支出で、収入9億1,515万1千円、支出16億7,087万8千円、議案第68号の農業集落排水事業会計は、収益的収入及び支出で、収入4,343万9千円、支出4,151万6千円、資本的収入及び支出で、収入1,687万1千円、支出1,687万1千円です。内容につきましては、決算報告書に詳細を記載してありますので、よろしく御審議の上、認定のほどお願いいたします。

議案	頁数
62号～68号	1